

評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本食肉消費総合センター（以下「センター」という。）定款第13条及び第30条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第24条の規定に基づき置かれる理事及び監事をいい、すべて非常勤とする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の職務の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長が理事会等への出席及びその他職務に従事した場合は、1日当たり30,000円を報酬として支給する。
- 3 非常勤理事（理事長を除く。）が理事会等への出席及びその他職務に従事した場合は、1日当たり10,000円を報酬として支給する。
- 4 非常勤監事が理事会及び評議員会への出席並びに監事監査の実施、その他職務に従事した場合は、1日当たり10,000円を報酬として支給する。
- 5 評議員が、評議員会等へ出席及びその他職務に従事した場合は、1日当たり10,000円を報酬として支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 理事長に対する報酬は、月の初日から月の末日までの従事した日数を翌月10日（その日が休日に当たるときはその前日、その繰り上げた日が休日に当たるときは更にその前日）に1箇月従事した分をまとめて支給する。

- 2 非常勤理事（理事長を除く。）、非常勤監事及び評議員に対する報酬等は、理事会及び評議員会等への出席等の都度支給する。

(費 用)

第5条 センターは、役員及び評議員が職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公 表)

第6条 センターは、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人日本食肉消費総合センターの設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。